高岡市災害時受援計画

令和４年５月

高　岡　市

目　次

第１章　総則 1

第１節　本計画策定の趣旨 1

第２節　本計画の位置づけ 1

第３節　受援体制の開始 2

第４節　受援体制の解除 3

第５節　本計画の対象とする応援の範囲 3

第６節　本市の受援体制 3

第７節　想定する災害 6

第８節　平常時からの取組み及び計画の見直し 8

第２章　人的支援の受入れ 9

第１節　基本的な考え方 9

第２節　人的支援の受入れの全体像 9

第３節　受援対象業務 10

第４節　人的支援の受入れ手順 12

第３章　物的支援の受入れ 17

第１節　基本的な考え方 17

第２節　物的支援の受入れの全体像 17

第３節　物資の集積及び輸送拠点 19

第４節　義援物資の取扱い 20

第５節　余剰物資の取扱い 20

第６節　市物資拠点の選定・開設・運営に係るマニュアルの作成 20

第４章　広域応援部隊の受援体制 21

第１節　基本的な考え方 21

第２節　広域応援部隊の受入れ 21

第３節　保健医療活動チームの受入れ 23

第４節　災害ボランティアの受入れ 23

第５章　その他の受援 25

第１節　緊急輸送ルートの確保 25

第２節　燃料・電力・ガスの供給 26

第３節　自動車燃料の確保 26

第４節　費用負担及び事故等の責任 266

第６章　受援業務一覧 ..... **エラー! ブックマークが定義されていません。**

第１章　総則

第１節　本計画策定の趣旨

市町村は、大規模災害が発生した場合、職員並びに庁舎の被災により行政機能が低下する状況であっても、継続して行わなければならない通常業務に加え、新たに発生する膨大な災害応急対策や被災者支援等の業務を短期間で行う必要がある。被害規模が大きく、影響範囲が広いほど、求められる対応の内容や量は増大し、市単独での対応は一層困難になる。このような状況下で不可欠なのが、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用する「受援」である。

本市では、大規模災害発生時における行政機能の継続性の確保のため、平成 29 年６月に「高岡市業務継続計画（震災対策編）」を策定し、災害発生時に実施する非常時優先業務の選定を行うとともに、当該業務に必要な人的・物的資源を確認したところ、人的・物的ともに外部からの応援が必要であることが明らかとなった。

このことから、受援に必要な体制を構築し、大規模災害発生時における外部からの応援を迅速かつ的確に受け入れるため、「高岡市災害時受援計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

本計画の策定にあたって、本市の受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、以下の３つの方針を基本として本計画を策定することとした。

３つの方針

① 人的支援の受入れ手順や役割分担の明確化（ヒト）
② 物的支援の受入れに係る受援体制の整備（モノ）
③ 受援対象業務の選定と迅速に応援要請できる準備（コト）

第２節　本計画の位置づけ

本計画は、高岡市地域防災計画を具体化する計画の一つとして位置づけ、「高岡市業務継続計画（震災対策編）」にある非常時優先業務に必要な人的・物的資源の不足について、外部からの応援を受入れるための計画とする。

本計画の位置づけ

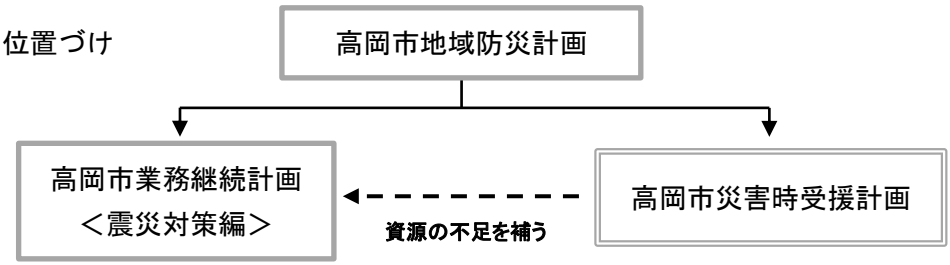

第３節　受援体制の開始

大規模災害発生時に人的・物的資源が不足する場合、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

１ 開始要件

市災害対策本部（以下、「本部」という。）が設置されるとともに、本市域又は庁舎等に甚大な被害が生じた場合、もしくは市災害対策本部長（以下、「本部長」という。）が必要と認めた場合とする。

２　期　間

本計画は、高岡市業務継続計画と整合を図り、災害発生後から想定される受援体制のうち、「フェーズ１～４」（発災後概ね３日間）、「フェーズ５」（14 日以内）、「フェーズ６」（１ヶ月以内）における受援を対象範囲とするが、必要に応じて、発災後１ヶ月以降の応援の受入れも想定する。

なお、各種応援の活動期間は、概ね以下のとおりである。

応援の種類と想定活動期間

応援の種類		時期						
		フェーズ1 1H以内	フェーズ2 3H以内	フェーズ3 24H以内	フェーズ4 72H以内	フェーズ5 14日以内	フェーズ6 1ヶ月以内	1ヶ月 以降
人的支援	地方公共団体					→	→	→
	消防機関、自衛隊、医療機関	→	→	→	→	→	→	
	災害時応援協定締結団体				→	→	→	→
	ボランティア					→	→	→
	その他の団体					→	→	→
物的支援	物資の調達等				→	→	→	→
	物流支援				→	→	→	→

第４節　受援体制の解除

本部長は、人的・物的支援の不足等が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で受援体制を解除する。

第５節　本計画の対象とする応援の範囲

本計画では、大規模災害発生時に行われる外部からの人的・物的支援を対象とし、その範囲は以下のとおりとする。

１ 本市に人的支援を行う団体等（以下「応援団体」という。）

⑴　地方公共団体
⑵　広域応援部隊（自衛隊、消防機関、警察、国土交通省、海上保安庁、医療機関、等）
⑶　災害時応援協定締結団体
⑷　ボランティア
⑸　その他の団体

２ 本市に行われる物的支援（物資供給）の種類

⑴　富山県からの物資の受入れ（国からの支援を含む）
⑵　災害時応援協定に基づく物資の調達
⑶　救援物資の受入れ
⑷　市物資拠点の運営及び輸送業務

第６節　本市の受援体制

１ 基本的な考え方

受援業務については、応援を受け入れる各課において、主体的に実施し、受援に係る全体調整を本部事務局が行う。

２ 受援を担当する班・担当者の設置

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にするとともに、応援を円滑に受入れるため、本部事務局に受援を担当する班及び応援を受入れる各課に担当者を設置する。

⑴　「総務班受援担当」

本部事務局総務班内に、受援に関する業務の全体調整を図る「受援担当」を設置する。受援担当は、全体調整として、行政機関・自衛隊等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ、支援物資の状況把握、物資の要請・調達、避難所からの物資要請の受付、供給見通し等の回答、輸送ルートの選定・確保、市物資拠点の調整に関することなどを行う。

⑵　応援を受け入れる各課（以下、「受援課」という。）

受援課に、指揮命令者及び受援担当者を設置する。受援担当者は各課災害対応マニュアルで定めるものとする。

① 指揮命令者

各所属長を充てるものとする。指揮命令者は、受援課における応援職員等の受入れ業務に係る総合調整及び応援職員等への指揮命令を行う。

② 受援担当者

非常時優先業務における人的・物的資源のニーズの把握及び応援職員等の要請、総務班受援担当へ要請内容・受援状況の報告等を行う。

≪参考≫地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29.3 内閣府作成）

1 受援に関する状況把握・とりまとめ
- 庁内における人的・物的資源ニーズをとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援が必要か）
- 庁内における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる（何／誰を、いつまで、どのくらいの数／量、応援を受けているか）

2 資源の調達・管理
- 人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する
- 被災地の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、必要となる資源を見積る
- 今後、必要となる人的・物的資源の応援を要請する
- 応援受援管理帳票を作成して、資源管理を行う

3 庁内調整
- １でとりまとめた結果を、庁内の各班/課の業務担当窓口（受援）に共有する
- 調整の必要を検討する

4 調整会議の開催
- 全体調整の必要に応じて、調整会議を開催・運営する（業務担当窓口（受援）の参加）
- 必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める

5 応援職員への支援
- 応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する
- 各班/課の業務担当窓口（受援）が、適切な執務環境を提供しているか、配慮する（場・環境の確保は、庁舎の被災等によって困難な場合もあるが、可能な限り検討する）

項目	環境整備の内容
スペースの確保	●応援側の現地本部として執務できるスペースや、活動拠点における作業スペース、待機・休憩スペースを可能な限り提供する ●可能な範囲で、応援側の駐車スペースを確保する
資機材等の提供	●執務を行う上で必要な文具や、活動を行う上で必要な資機材を可能な範囲で提供する
執務環境の整備	●執務できる環境として、可能な範囲で机、椅子、電話、インターネット回線等を用意する
宿泊場所に関するあっせん等	●応援職員の宿泊場所の確保については、応援側での対応を要請することを基本とするが、紹介程度は行う。また、必要に応じて斡旋する ●被害状況によってホテル等の確保が困難な場合は、避難所となっていない公共施設や庁舎等の会議室、避難所の片隅等のスペースの提供を検討する

受援体制の概要図

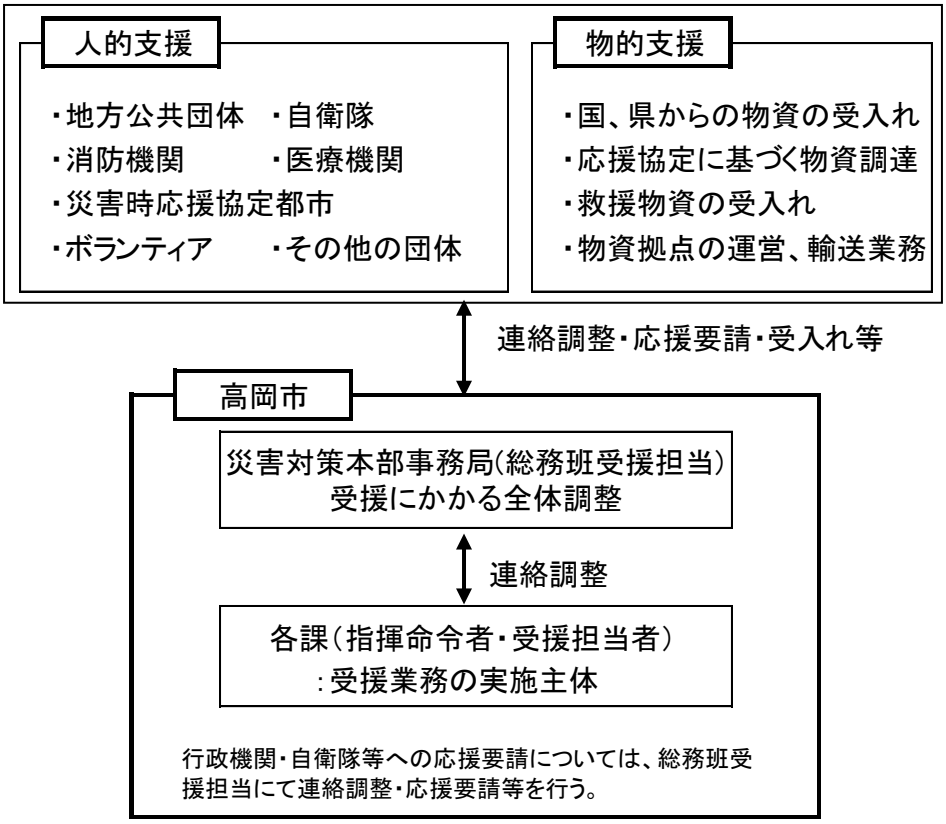

3　応援要請の法的根拠等

本計画に基づき応援団体等へ応援要請を行う場合の法的根拠等は、以下のとおりである。

応援要請の法的根拠等

種別	要請先	要請内容	根拠法令等
人的支援	県知事	応援の要求及び災害応急対策の実施	災害対策基本法第68条
		緊急消防援助隊の応援要請	消防組織法第44条及び第45条
		自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第68条の2第1項
	他市町村長	応援の要求	災害対策基本法第67条第1項
	災害時応援協定締結団体	協定等に定める事項	災害時応援協定
物的支援	富山県	物資又は資材の供給	災害対策基本法第86条の16
	災害時応援協定締結団体		災害時応援協定

第７節　想定する災害

１ 想定災害

本計画では、災害時に実施又は継続すべき業務の選定及び災害が行政機能に与える影響を想定するため、想定地震を設定する。本計画で想定する地震は、甚大な被害が想定される「邑知潟断層帯」を震源とする地震（以下、「邑知潟断層帯地震」とする。）とする。なお、地震以外に風水害や大規模災害等、その他の緊急事態に備えた市の受援体制を検討する場合においては、必要に応じて本計画を準用するものとする。

震源域	：	邑知潟断層帯
規　模	：	マグニチュード　７．６

２ 市内の震度等

県の被害想定結果によると、本市域内に位置する活断層である邑知潟断層帯で直下型地震が発生した場合は、市内のほぼ全域において震度７の揺れが予想されることから、平野部では地盤の液状化、山地部では土砂災害が発生し、大きな被害が発生することが想定される。

なお、震度分布の想定は、下図のとおりである。

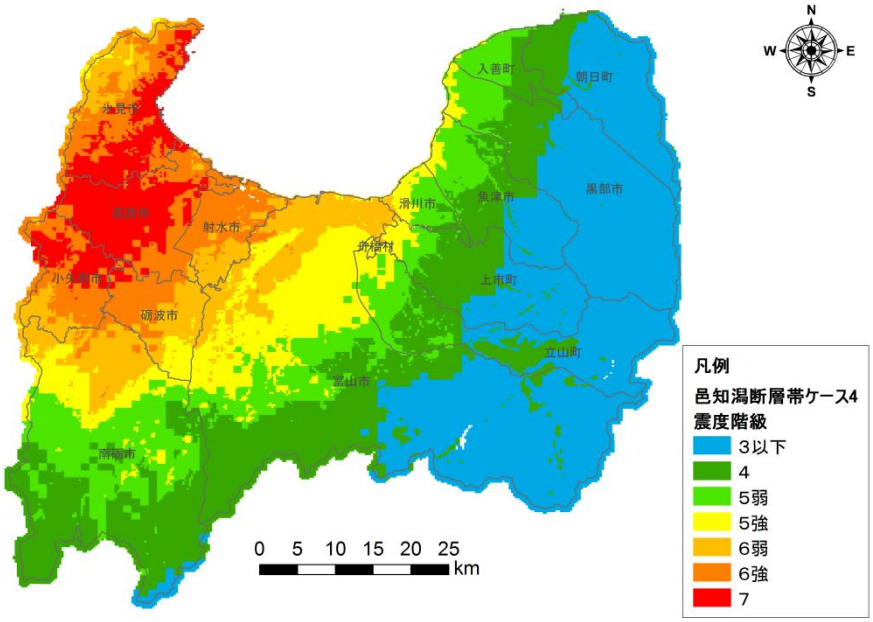

邑知潟断層帯（ケース４）の想定震度分布

３ 被害想定

邑知潟断層帯地震における本市の被害状況は、下表のとおりである。

邑知潟断層帯（ケース４）の被害想定調査の被害予測

高岡市						
項　　目				被　害　予　測　数		
物的被害	建物被害	建物分類		住宅	非住宅	合　計
		現　　況（棟）		84,712	46,816	131,528
		地盤の揺れ	全　壊（棟）	32,091	12,709	44,800
			半　壊（棟）	17,257	7,617	24,874
			被害率（%）	58.3%	43.4%	53.0%
		地盤の液状化	全　壊（棟）	1,295	469	1,764
			半　壊（棟）	1,747	633	2,380
			被害率（%）	3.6%	2.4%	3.2%
		急傾斜地崩壊	全　壊（棟）	7	3	10
			半　壊（棟）	16	8	24
			被害率（%）	0.03%	0.02%	0.03%
		合　計	全　壊（棟）	33,393	13,181	46,574
			半　壊（棟）	19,020	8,258	27,278
			被害率（%）	61.9%	45.8%	56.1%
		火災・延焼	焼　失（棟）	383	203	586
	建物屋外付帯物の落下（棟）			17,364	9,596	26,960
	ブロック塀等倒壊		現　況（件）	18,080		
			倒　壊（件）	4,138		
	自動販売機の転倒		現　況（件）	6,918		
			転　倒（件）	0		
人的被害	死傷者	現況人口（人）		174,275		
		被害項目		死者数	負傷者数	合計
		建物の倒壊（人）		1,981	9,295	11,276
		急傾斜地崩壊（人）		1	1	2
		火災・延焼（人）		14	15	29
		各種の塀倒壊（人）		0	0	0
		自動販売機の転倒（人）		0	0	0
		建物屋外付帯物の落下（人）		0	0	0
		合　計（人）		1,996	9,311	11,307

※邑知潟断層帯被害想定調査結果（平成 29 年 12 月　富山県）を基に作成

第８節　平常時からの取組み及び計画の見直し

本計画の実効性を高めるため、ＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、定期的に訓練を実施し、受援の内容や方法を確認・検証する。訓練に際しては、県や他市町村、関係機関等と連携することで、平常時から相互に顔の見える関係づくりを構築する。

本計画の見直しについては、訓練を踏まえた課題に対する改善、他市町村での実例を踏まえた改善、また、県や他市町村、関係機関等の体制変更等の反映など、継続的に行う。

第２章　人的支援の受入れ

第１節　基本的な考え方

災害発生直後は様々な分野・職種で人的支援が必要となり、国、県、他市町村、民間企業、ボランティア等の各種団体が本市に入り、人的支援が実施されることとなる。

人的支援の規模は、被害が大きくなるほど大きくなり、また、その形態は、災害対策基本法や災害時相互応援協定等に基づく応援要請のほか、自主的な応援等様々な枠組みで行われる。

特に避難所運営や罹災証明書の発行等の業務は、本市のマンパワーが不足するうえ、災害時に突発的かつ集中的に発生する業務であるため、相当な人的支援が必要となる。

また、大規模災害発生時には、市の応援要請を待たずに国や県からリエゾン（災害対策現地情報連絡員）や応援職員が派遣されることが想定されるため、平時から人的支援の受入れ体制の整備を進める。

第２節　人的支援の受入れの全体像

人的支援は、災害対策基本法をはじめ、個別の相互応援協定に基づくものなど様々な枠組みの中で、国や県、他市町村、民間団体、ボランティア等多様な主体の関わりにより実施される。

受援の全体イメージ

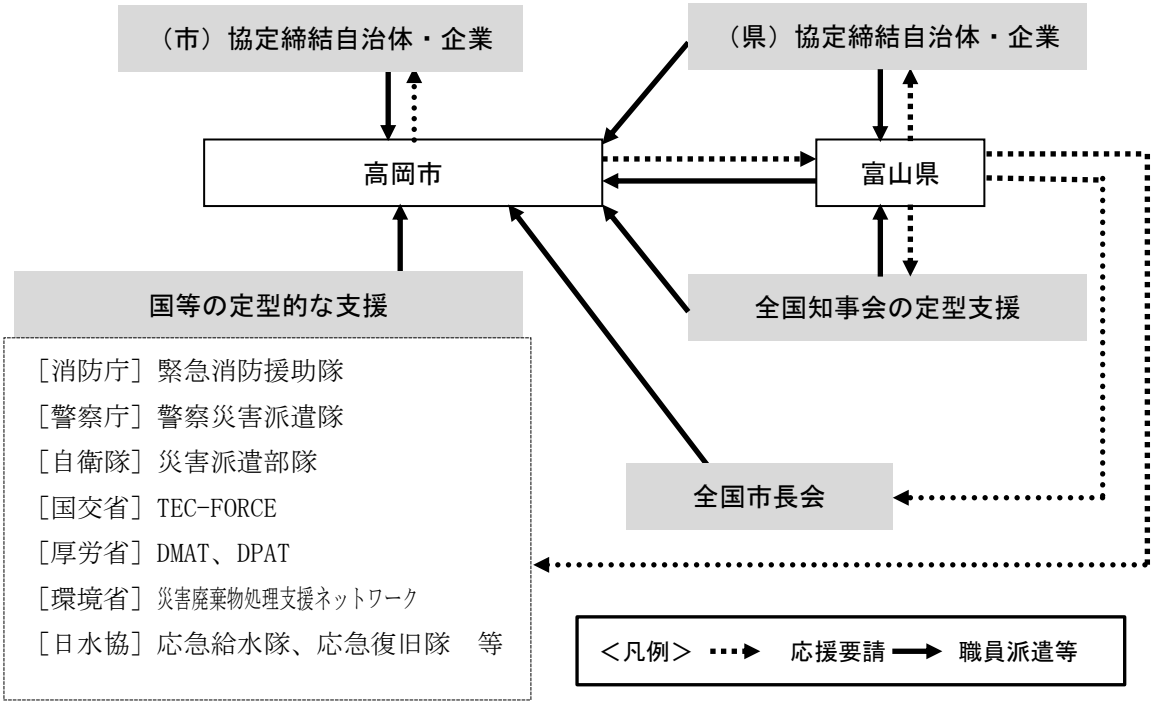

第３節　受援対象業務

１ 主な受援対象業務

大規模災害発生時、本市への人的支援が必要となる業務を受援対象業務に選定する。

本計画では、平成 29 年６月に策定した「高岡市業務継続計画＜震災対策編＞」で定めた非常時優先業務のうち、各課の人員状況並びに東日本大震災や熊本地震等の過去の災害を勘案し、受援を要する業務を選定する。

災害時における主な受援対象業務は以下のとおりであり、受援課はあらかじめ「受援業務シート」を作成し、応援要請から受入れまでの手順を整理しておく。その他の業務についても受援課で応援が必要な業務であると判断した場合も同様に「受援業務シート」を作成し、応援要請から受入れまでの手順を整理しておく。各業務の詳細については「第６章　受援業務シート」のとおり。

主な受援対象業務

①災害対策本部の組織・運営	⑧健康・保健（保健師の派遣等）
②避難所の運営	⑨遺体安置所の運営
③物資等の輸送、供給対策	⑩防疫対策
④ボランティアとの協働活動	⑪応急給水
⑤建物、宅地等の応急危険度判定	⑫上下水道の応急復旧
⑥被害認定調査、罹災証明書の発行	⑬道路、河川、橋梁等の応急復旧
⑦廃棄物対策（災害廃棄物の処理）	等

＜参考＞熊本地震における自治体等機関・民間等からの人的支援延べ人数

※平成28年４月15日から平成29年３月31日までの業務別災害支援延べ数（短期派遣・中長期派遣）

期間		業務分類	従事事務	延べ人数	計
自治体等公的機関	短期派遣	住家被害認定調査（事業所含む）	住家被害認定調査	14,097	
			事業所被害認定調査	478	14,575
		避難所運営・支援等	区役所が開設する避難所の運営等	11,520	
			避難所の巡回健康相談、保健指導、衛生活動等	2,358	
			福祉避難所支援等	163	
			視覚障がい者等への避難所等における情報・コミュニケーション支援	142	
			避難所運営に関する学校支援	57	14,240
		応急給水、応急復旧等	応急給水	4,286	
			下水道管渠被害状況調査	2,246	
			水道応急復旧	2,400	
			漏水調査	313	9,245
		災害ごみ・がれき収集	災害ごみ収集	6,114	
			災害がれき収集（自衛隊）	518	6,632
		応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定業務	2,272	
			被災宅地危険度判定業務	874	
			学校施設の被災建築物応急危険度判定業務	32	
			倒壊家屋の診断受付等支援	15	3,193
		り災証明受付・発行	り災証明発行業務	4,257	4,257
		その他	特別な教育的支援を要する児童生徒や学級担任等への支援、助言	983	
			物資搬出入、配送等業務	281	
			農地災害復旧、り災証明業務関係等	385	
			医療支援と健康管理	100	
			倒壊家屋撤去等費用補助金業務支援	30	
			被災者住宅支援関係（助言）	29	
			宅地復旧に関する支援業務	16	
			ＤＭＡＴによる患者搬送支援	8	1,832
		小計			53,974
	中長期派遣	住家被害認定調査	固定資産税（住家被害認定調査等）業務	1,620	
		住宅応急修理審査等	被災住宅の応急修理審査等	5,419	
		宅地復旧業務	宅地復旧のための設計・査定・管理等業務	1,363	
		学校施設修理	学校施設修理業務	940	
		高齢者福祉施設災害復旧事務支援	高齢者福祉施設に係る災害復旧費国庫補助事務・復旧工事等調整等業務	243	
		熊本城復旧業務	熊本城復旧業務	182	
		小計			9,767
自治体　計					**63,741**
民間・ＮＰＯ等		応急給水、応急復旧	応急復旧、応急給水	10,045	
		子どもの心ケア	地震後の子どもたちの心のケア	2,256	
		避難所運営・支援等	区役所が開設する避難所の運営等（区）	1,159	
		り災証明受付・発行	り災証明発行	761	
		物資搬送	物資等輸送応援	540	
		応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定業務	381	
		避難行動要支援者支援	避難行動要支援者（障がい者）を対象に、被災者の安否確認や情報提供、必要な福祉サービスに繋げることを目的とした個別訪問等の実施ほか	3,283	
		災害ごみ収集	災害ごみ収集、大型災害ごみ回収	931	
		農地・土地改良施設復旧支援	現地詳細調査および査定設計書作成支援	108	
		外国人に対する支援	災害多言語支援センター設置による外国人への災害情報提供等支援	191	19,655
合計					**83,655**

※熊本市災害時受援計画より抜粋

第４節　人的支援の受入れ手順

１　応援要請

⑴　応援要請の必要性の判断

①　受援課は、非常時優先業務の実施にあたって人的資源が不足する場合は、応援要請の必要性について判断する。

③　　災害時相互応援協定都市や行政機関への応援要請については、各部局としての応援要請の必要性を主管課が取りまとめたうえで「様式１：応援要請書（総務班受援担当要請用）」を作成し、本部総務班受援担当に提出する。

⑵　応援要請の決定

①　各部局内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合又は各部局と関係のある民間企業、民間団体等に応援要請する場合、応援要請の決定は、各部局の長が行う。

②　行政機関や自衛隊に対する応援要請については、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）で協議を行い、本部長が決定する。なお、緊急・その他の事情により本部員会議を開催できない場合は、会議を開催せず本部長が決定する。

⑶　応援要請の実施

①　応援要請を決定した場合は、要請内容、担当者名、連絡先、集合場所等について、応援団体に電話等で連絡をとり、応援の要請を行い、その後、応援要請文書を提出する。

②　応援要請は、各部局内に災害時応援協定の協定運用担当課がある場合又は各部局と関係のある民間企業、民間団体等に応援要請する場合は、受援課が行う。

③　災害時相互応援協定の締結団体や行政機関、自衛隊に応援要請する場合は、本部が行う。

④　応援要請を行った課は、速やかに「様式２：応援要請書（総務班受援担当報告用）」を作成し、提出する。

⑷　応援要請状況の本部への報告

本部は、各部局からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況について、本部員会議に報告する。

２　受援の準備

⑴　応援団体との連絡調整

受援課は、応援団体と連絡調整を行い、応援職員等の人数や到着時期、集合場所、携行品等について、事前に把握しておく。

⑵　必要な資機材の準備

業務に必要な資機材については、原則として受援課で準備する。

ただし、自動車や特殊な業務に係る資機材については、不足することが想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう要請する。

⑶　応援職員等の活動拠点の確保

応援職員等が活動する執務スペースや待機場所については、各部局において主管課が中心となり、各部局内の所管施設を活用して確保する。また、新型コロナウイルス感染症等のまん延時における発災も考慮し、十分な換気ができることや三密を避けることな

どを考慮した執務スペースを確保する。

ただし、各部局等における確保が困難な場合は、本部において対応する。

⑷　応援職員等に要請する業務内容・手順等の整理

受援課は、応援職員に要請する業務内容・手順等を整理しておく。業務マニュアル等を作成している場合は、応援職員等に配布することができるよう準備しておく。

⑸　応援職員等の宿泊場所及び食料等の確保

①　応援職員等の宿泊場所については、応援団体が自ら確保することを原則とするが、被災直後など応援団体による確保が困難な場合は、各部局において主管課が中心となり、部局内の所管施設を活用して確保する。ただし、各部局における確保が困難な場合は、本部において対応する。

②　応援職員等の食料・飲料水等についても、応援団体が自ら確保することを原則とするが、被災直後など現地での確保が困難な場合は各部局の主管課が必要数等を取りまとめて、本部に要請して調達する。

３　応援職員等の受入れ

⑴　応援職員等の受付

①　受援課は、集合場所において、応援職員等の受付を行う。その際に、応援職員等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所を明記した「様式３：応援職員等名簿」を作成するものとする。

②　受援課は、作成した「様式３：応援職員等名簿」について、直接応援要請を行った場合は受援課で保存するものとし、本部が要請した応援団体の場合は、作成後本部に報告する。

⑵　業務内容等の説明

受援課は、応援職員等が行う業務の内容や手順について、応援職員等に説明を行う。

⑶　応援職員等の受入れの報告

①　応援職員等を受け入れた場合、受援課は「様式４：受援状況報告書（総務班受援担当報告用）」を作成し、速やかに、本部に報告する。その後、本部から受援状況について報告依頼があった場合、又は受援課で受援状況の報告が必要であると判断した場合、受援課は「様式４：受援状況報告書（総務班受援担当報告用）」を作成し、速やかに、本部に報告する。

②　本部事務局は、市全体の応援職員等の受入状況を取りまとめて本部員会議に報告する。

４　受援による業務の実施

⑴　応援職員等との情報共有

受援課は、原則として毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員等に対して業務内容の指示や情報共有を行うものとする。

⑵　応援職員等の業務管理

受援課は、応援職員等による業務の実施状況を把握する。業務量及び必要人員を勘案し、必要に応じて、応援職員等の追加要請や業務内容の変更を検討する。

⑶　応援職員等の交代に係る対応

①　受援課は、応援職員等の交代に際して、適切に引継ぎが行われるよう、情報共有等

に配慮する。

② 受援課は、引継ぎに際しては、必要に応じて「様式５：事務引継書」を活用する。

③ 受援課は、応援職員等の交代の都度「様式３：応援職員等名簿」を更新する。

５ 受援の終了

⑴ 受援終了の判断・決定

① 受援課は、受援対象業務が終了又は業務に必要な人員が足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、応援団体と連絡調整を行い、各部局の長が受援終了の判断を行う。

② 受援課は、受援を終了した場合は「様式４：受援状況報告書（総務班受援担当報告用）」を作成し、本部に報告する。

③ 本部は、各部局からの情報を集約し、本部員会議において受援終了時期を決定する。

６ 応援の申し出への対応

⑴ 外部から応援の申し出があった際は、当該業務を所管する各部局が対応する。なお、応援内容が複数の部局の所管に係る場合は、本部で調整する。

⑵ 申し出に基づいて応援を受け入れた場合においても、本市から応援要請した場合と同様の手順で受援業務を行うこととする。

7 人的支援の受入れ事務フロー

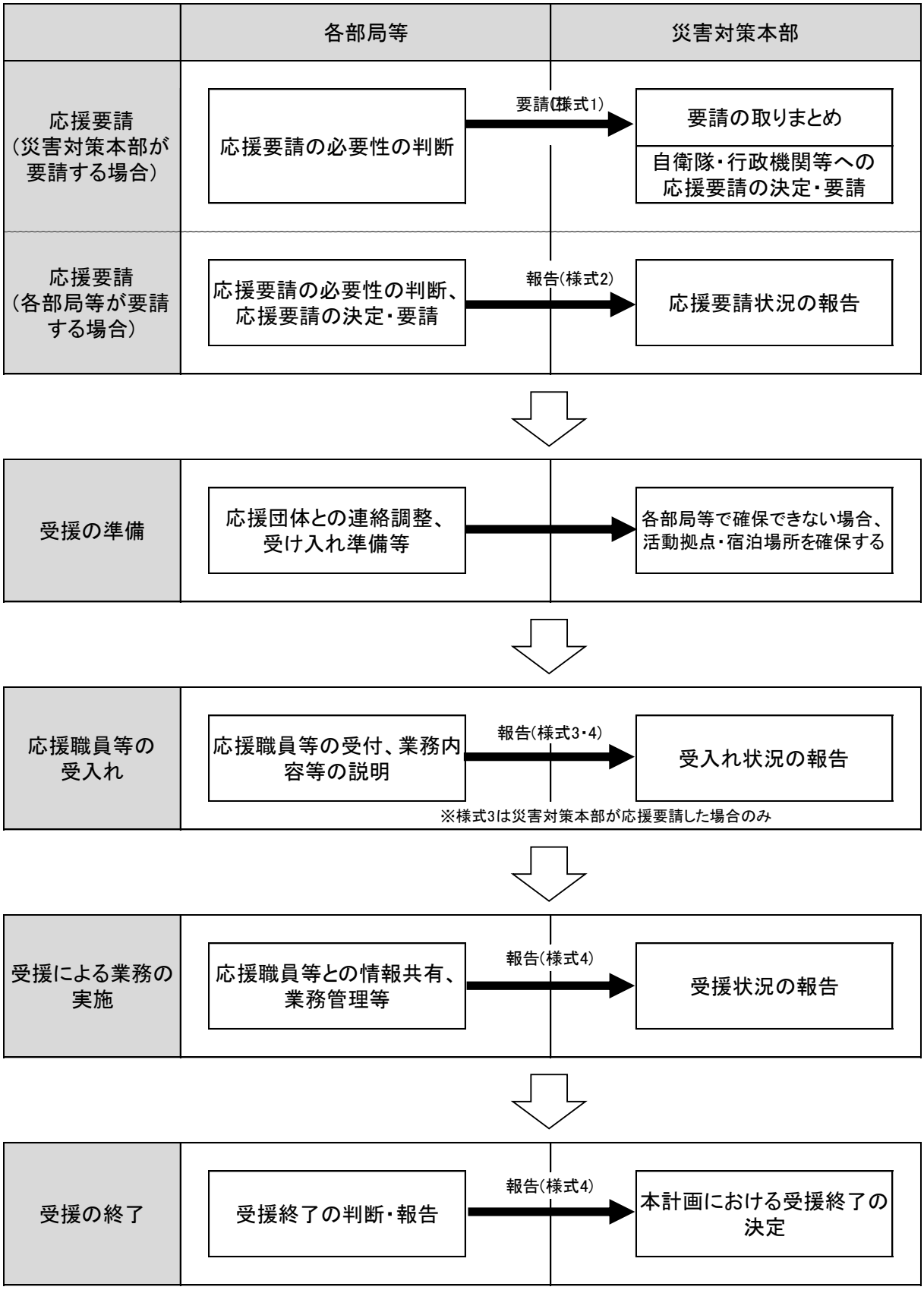

※様式については「様式・資料集」のとおり。

８ 人的支援の受入れに係る役割分担

人的支援の受入れに係る総務班受援担当と受援課の役割分担は以下のとおりである。

人的支援に係る総務班受援担当と受援課の役割分担

受援業務		総務班受援担当（本部事務局）	受援課（各課）
応援要請	応援要請の必要性の判断	○	○
	・受援課が災害時応援協定等の運用主体となる団体 ・その他受援課の関係団体		○
	・市災害対策本部事務局が災害時応援協定等の運用主体となる団体 ・行政機関、自衛隊への応援要請	○	
受入れ準備	応援団体との連絡調整		○
	必要な資機材の準備		○
	応援職員等に要請する業務内容及び手順の整理		○
	応援職員等の活動拠点等の確保	○	○
	応援職員等の食料等の確保	○	○
受入れ	応援職員等の受付		○
	業務内容等の説明		○
受援業務の実施	応援職員等との情報共有		○
	応援職員等の業務管理		○
	応援職員等の交代に係る対応		○
	業務実施状況の報告・調整	○	○
受援終了	受援課における受援の終了		○
	市全体における受援の終了	○	
応援の申し出への対応	応援内容が各受援課の所管に係る場合		○
	応援内容が複数の受援課に係る場合	○	

第３章　物的支援の受入れ

第１節　基本的な考え方

本市では、発災後から最低限必要となる物資について、高岡市災害備蓄計画（平成 26 年３月策定）に基づき備蓄を行っており、大規模災害発生後は、各避難所や避難所以外に滞在する被災者に対して、食料や飲料水、衣料、医薬品、その他の生活関連物資を供給する。しかし、避難生活の長期化や物流の復旧に時間がかかった場合、物資が不足することが想定される。

また、過去の災害においては、物資の調達や輸送、集積場所の運営等の業務は、市の通常業務とは異なるため、必要な物資が不足し、集積場所に物資が滞留したことから、避難所への配送が滞るなどの混乱が生じた。

本計画では、大規模災害発生時における物資調達及び供給を円滑に実施するため、外部からの支援を受入れる体制を整備する。

第２節　物的支援の受入れの全体像

１　物的支援の基本的な枠組み

災害が発生した直後から、本市は、国や県、他の地方公共団体、民間企業等から物的支援を受け入れる体制が必要となる。

基本的な枠組み	受援等の種類
本市による物資の確保	本市の備蓄物資の提供・配送
	物的資源ニーズに基づく物資の確保【発注】
	協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの物資の確保
県による物資の提供・支援	県の備蓄物資の提供・発送
	物的資源ニーズに基づく物資の確保【発注】
	協定に基づく地方公共団体、民間企業等からの物資の確保
国等による提供	国からのプッシュ型の物資支援
その他	事前に協定を結んでいない主体からの物資支援

２　物資供給の基本的な流れ

⑴　市備蓄物資の供給

災害発生時は、まず本市の備蓄物資を各拠点避難所から各避難所に供給する。

⑵　県備蓄物資の供給

災害発生時に本市の備蓄物資が不足する場合、県備蓄物資の提供を要請し、開設する本市域内の物資輸送拠点（以下、「市物資拠点」という。）を経由して各避難所又は直接各避難所に供給する。

⑶　市協定物資及び県協定物資の供給

市協定物資及び県協定物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量・輸送手段等により、市物資拠点及び県が開設する広域物資輸送拠点（以下、「県物資拠点」という。）を経由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

⑷　国のプッシュ型支援物資の供給

国のプッシュ型支援物資は、被災状況や調達先、物資の種類・量・輸送手段等により、市物資拠点及び県物資拠点を経由して、各避難所又は直接各避難所に供給する。

なお、支援物資の調達先から避難所までの概要は以下のとおりである。

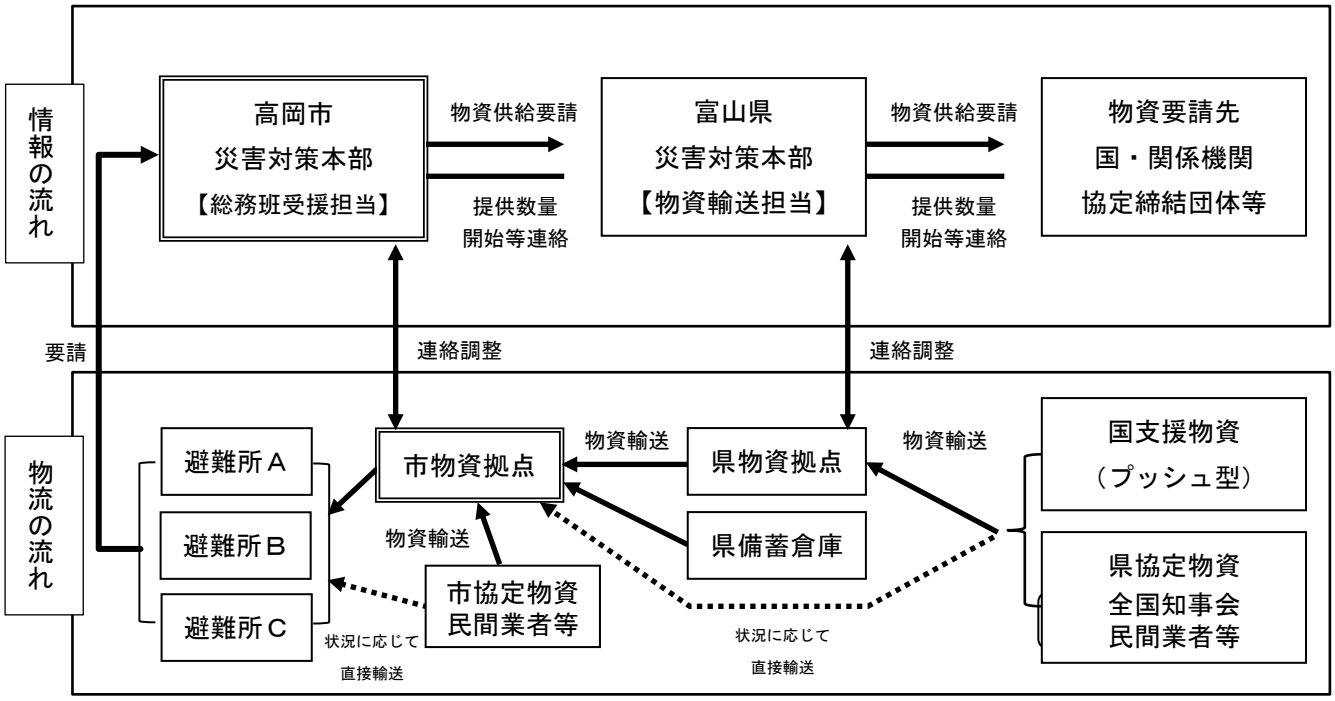

３　物資供給に係る役割分担

市地域防災計画に定める物資供給に係る関係部局の分掌事務は、以下のとおりである。

班（班長）	分掌事務
管財用地班 （管財契約課長）	・　救援物資及び義援物資等の出納並びに納入場所の確保・保管に関すること
市民税班 （市民税課長）	・　輸送拠点の確保及び運営管理
資産税班 （資産税課長）	
商業雇用班 （商業雇用課長）	・　供給物資の調達及び緊急輸送手配の総括に関すること
みなと振興班 （みなと振興課長）	・　緊急物資の輸送に係る港湾の使用、並びに関連する施設利用に関すること
市民生活班 （市民生活課長）	・　緊急物資輸送等に関すること

第３節　物資の集積及び輸送拠点

１ 市物資拠点の候補地

市地域防災計画では、調達した物資や他県市町村等からの救援物資を受入れ・保管し、各避難所等へ配布するための市物資拠点として、一部の拠点が利用できなくなった場合においても活動を継続できるよう、以下のとおり市物資拠点の候補地を複数指定している。

内容	市物資輸送拠点候補地	住所
陸上輸送	防災センター（戸出）	戸出西部金屋 800−１
	万葉の里高岡（東五位）	蜂ケ島 131−１
	高岡市地方卸売市場（二塚）	下黒田 777
	富山県産業創造センター（二塚）	二塚 322−５
	荻布倉庫㈱倉庫（能町）	荻布 688
	伏木海陸運送㈱倉庫（牧野）	石丸地内外
海上輸送	伏木外港（伏木）	―
航空輸送	富山・福岡場外離発着場（福岡町）	福岡町土屋 19 及び 20

このうち、防災センターについては、災害時における支援物資の集積拠点としての役割を担うため、施設の機能更新及び拡充を図っており、また、北陸自動車道高岡砺波スマートICに近く、県内外からの物流における交通の連絡性が高いことから、優先的に使用する市物資拠点として位置付ける。

２ 物資の供給に係る受援

①　市物資拠点の運営に係る物流専門家の派遣

市物資拠点に物流専門家が必要となる場合には、総務班受援担当は、県を通じて県倉庫協会、県トラック協会及び指定公共機関（運送事業者等）に物流専門家の派遣を要請する。

②　市物資拠点が不足した際の対応

総務班受援担当は、市物資拠点が不足する場合には、富山県受援計画において輸送拠点に定められている倉庫の使用について県に要請を行う。

③　輸送業務

市物資拠点から各避難所へ物資を円滑に輸送するため、県を通じて輸送・配付等の支援の要請を検討する。

発災直後など、物流事業者の体制が整っておらず、支援が得られない場合を想定し、職員自らが公用車等により輸送する体制を検討する。

また、大規模災害時には本市職員のみで対応することは困難となることも想定されるため、市内の輸送関連企業と協定を締結するなど、体制の整備を進める。

３ 県物資拠点の状況の把握

総務班受援担当は、県からの報告や県から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）から情報等を収集し、県物資拠点の状況を把握する。

第４節　義援物資の取扱い

無償で提供される義援物資については、過去の災害において、１つの梱包に複数品目が混在している、梱包の形状やサイズが不均一である等のため、仕分けに要する施設面積や時間、手間が多くなることが想定されるため、市物資拠点の人員やスペースの活用についてあらかじめ検討する。

第５節　余剰物資の取扱い

発災後、一定期間が経過すると、物資の余剰が発生することが想定されることから、総務班受援担当は、県や物流事業者と連携し、余剰物資を保管するための拠点の開設・運営について調整を行う。なお、余剰物資の拠点は、入出荷の頻度が低くなることから、体育館等フォークリフトが使えない施設などの利用も検討するものとする。

第６節　市物資拠点の選定・開設・運営に係るマニュアルの作成

市は、災害発生時に市物資拠点を速やかに選定・開設・運営するためのマニュアルの作成に努める。

第４章　広域応援部隊の受援体制

第１節　基本的な考え方

大規模災害時に全国から派遣される自衛隊（災害派遣部隊）や消防（緊急消防援助隊）、警察（警察災害派遣隊）、国土交通省（ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ＝緊急災害対策派遣隊）、海上保安庁（以下「広域応援部隊」という。）が人命救助のための重要な 72 時間を考慮しつつ、できる限り迅速かつ的確に本市で救助・救急、消火、応急復旧活動が行えるよう、県と連携し受入れ体制を整備する。

第２節　広域応援部隊の受入れ

１　応援部隊活動拠点の調整・決定

総務班受援担当は、県と連携し、広域応援部隊の受入れを行う。また、災害発生時には、活動拠点候補リストの中から、被害状況や活動拠点候補地の使用可否、道路啓開等を踏まえ、県及び県から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）、市消防本部と調整を図りながら、活動拠点を決定する。

活動拠点の開設の際は、原則、本部が当該施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を使用するための施設の開錠や施設内における立入禁止区域の設定を要請する。「高岡市緊急消防援助隊受援計画」において定められている野営可能場所と活動候補拠点が重複している場合、市消防本部と協議を行ったうえで各応援部隊の活動拠点を選定する。また、次の応援部隊については、市地域防災計画において活動拠点を定めている。

名　　称	所　在　地	連　絡　先
自衛隊災害派遣部隊活動拠点 城光寺運動公園 （所管課：生涯学習・スポーツ課）	高岡市城光寺 34	TEL　0766-20-1458 FAX　0766-20-1644
医療応援活動拠点 （高岡市医師会事務局内）	高岡市下関町４-56 ソラエ高岡２階	TEL　0766-25-7060 FAX　0766-26-1481

活動拠点候補リスト

名　　称	所　在　地	連　絡　先
高岡スポーツコア	高岡市二塚 428-１	生涯学習・スポーツ課 TEL　0766-20-1458 FAX　0766-20-1644
高岡西部総合公園	高岡市千鳥丘町１番地	
高岡市営福岡グラウンド	高岡市福岡町福岡新 579-1	
国東橋運動広場	高岡市荒屋敷地先	
庄川緑地運動広場	高岡市石瀬地内	景観みどり課 TEL　0766-20-1416 FAX　0766-20-1655
土屋親水公園	高岡市福岡町土屋１	
福岡防災センター	高岡市福岡町土屋 14-1	危機管理課 TEL　0766-20-1229 FAX　0766-20-1549

２ 現地合同調整所の設置

各広域応援部隊は、救助要請情報を踏まえ、必要に応じ、合同調整所を設置し、活動拠点・活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、広域応援部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた広域応援部隊間の相互協力や役割分担を行う。

各広域応援部隊は、災害現場で活動するＤＭＡＴやライフライン事業者等と緊密に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

３ 広域応援部隊への情報提供

本部は、被害状況や災害応急対策に関する各種情報を迅速・的確に把握し、活動拠点に進出する広域応援部隊に対して必要な情報を提供する。

４ 広域応援部隊への資機材等の調達

必要な資機材や食料等については、各広域応援部隊において自ら調達供給するが、広域応援部隊等から調達の要請があった場合は、本部は、事前に協定を締結している団体・企業等から調達を行う。

５ 広域応援部隊の活動状況の報告

広域応援部隊の活動状況については、本部が各部隊からの報告を受け、県から派遣されるリエゾン（災害対策現地情報連絡員）に報告する。

６ 広域応援部隊への要請

各広域応援部隊への要請については、下記関係機関に県知事（警察災害派遣隊については県警察本部）が行う。

⑴　自衛隊
⑵　緊急消防援助隊
⑶　国土交通省（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）
⑷　海上保安庁
⑸　警察災害派遣隊

第３節　保健医療活動チームの受入れ

大規模災害発生時には、建物倒壊や土石流等による多数の傷病者の発生等により、保健医療ニーズが増大することが想定される。このため、県と連携し、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受入れる体制を整備する。

１ 救護所の設置

市は、管内の医療機関では負傷者の受入れができない場合、拠点避難所等内に医療救護所を設置し、市医師会や歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、医療提供体制の確保に努める。市地域防災計画において以下の市内６か所を、救護所を開設する医療拠点として定めている。

番号	名　　称	所　在　地
1	伏木中学校	高岡市伏木古府３－１－１
2	戸出中学校	高岡市戸出光明寺 2000
3	高岡市急患医療センター	高岡市本丸町７－１
4	博労小学校	高岡市博労本町５－１
5	下関小学校	高岡市東上関８
6	福岡小学校	高岡市福岡町大野 15

第４節　災害ボランティアの受入れ

大規模災害発生時には、被災地を支援したいという思いから、全国から多くの災害ボランティアが駆けつける。この災害ボランティアの活動は、被災住民の生活支援のために重要な役割がある。被災者ニーズに沿った活動を継続的に行えるように円滑な受入れ体制の整備が必要である。

１ 高岡市災害救援ボランティア本部

市社会福祉協議会は、本部と連携し、高岡市災害救援ボランティア本部（以下、「ボランティア本部」という。）を設置する。

２ ボランティア本部の設置について

設置者：高岡市社会福祉協議会会長
場所：高岡市ボランティアセンター
所在地：高岡市博労本町４－１（高岡市ふれあい福祉センター内）
ＴＥＬ：０７６６－２１－７８８３
ＦＡＸ：０７６６－２２－３１３９

３ ボランティア本部の役割と運営員の派遣要請

ボランティア本部の役割（機能、業務）は、以下のとおりである。大規模災害発生時には、ボランティア本部は、必要に応じて県災害救援ボランティア本部や地域協力団体へ本部運営要員等の派遣要請を行う。

⑴　被災者支援ニーズの把握
⑵　本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
⑶　地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
⑷　地域内への広報
⑸　ボランティアコーディネート機能
⑹　活動資機材の調達
⑺　各種相談対応

４　本部との連携

本部は、ボランティア本部と連携し、必要に応じて以下の情報共有を行う。

⑴　被害状況
⑵　避難者の情報
⑶　避難所の状況
⑷　ボランティア本部へ必要な資機材の提供

第５章　その他の受援

第１節　緊急輸送ルートの確保

大規模災害発生時には、道路の寸断や一般車両通行による渋滞発生等により、緊急支援車両の目的地到着に支障を来すことが想定される。

市は、県と連携し、全国からの人員や物資、燃料等の輸送を迅速かつ円滑に行えるよう、陸・海・空の緊急輸送ルートの確保を検討する。

１　陸上輸送ルートの確保

陸上輸送ルートについては、主に緊急通行確保路線を確保するよう努めるとともに、道路啓開にあたっては、市、県、国、関係機関等が連携し、道路啓開の優先順位を明確にする。

２ 海上輸送ルートの確保

市は、県と連携し、海上輸送ルートで利用する海上輸送拠点を選定する。本市における海上輸送拠点候補施設は、伏木富山港とする。なお、市は、航路やアクセス道路等の被災状況を把握するとともに、県及び関係機関との情報共有に努める。

また、海上輸送ルートを活用した被災者の救助について、県を通じて、伏木海上保安部及び海上自衛隊に支援を要請する。

３　航空輸送ルートの確保

大規模災害発生時には、救援活動のみならず、医療緊急搬送や物資輸送等幅広い活動に従事する多数のヘリコプターが市外から派遣されるため、市は、県と連携し、国土交通省、自衛隊、海上保安庁、消防、警察、ＤＭＡＴ等と各機関のヘリコプターの運用について調整を行う。また、市は、ヘリポート・場外離着陸場となる拠点施設等をあらかじめリストアップし、情報共有を行う。

飛行場外離着陸場一覧

名称	住所	電話番号
高岡城光寺	高岡市城光寺 34 運動公園補助グラウンド	0766-20-1111
高岡庄川 No２	高岡市上石瀬地内 高岡庄川緑地公園	
スポーツコア	高岡市二塚 428－１ スポーツコアグラウンド	
福岡町	高岡市福岡町土屋地内 小矢部川河川敷	
国東橋	高岡市荒屋敷 15-25	
富山福岡	高岡市福岡町土屋 19 及び 20	0766-20-1229

第２節　燃料・電力・ガスの供給

大規模災害発生時には、多くの燃料・電力・ガス関連施設が被災し、燃料の確保が困難になることが想定される。

市は、県と連携し、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、本部や災害拠点病院、避難所、その他の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設（以下、「優先供給施設」という。）の業務継続や避難所生活に必要な燃料を確保し、優先的に供給できるよう調整を行う。

１　燃料の供給

市は、優先供給施設をあらかじめリストアップするとともに、災害発生後に生じる避難所等の燃料供給先については、被災状況や避難者の生活状況を把握し、県と情報共有を行う。

２ 電力の供給

電力事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について本部に情報提供し、本部は市民から収集した情報を電力事業者に提供する。

総務班受援担当は、本部をはじめとする優先供給施設等について電力の臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設への電力の臨時供給を電力事業者に要請する。

３ ガスの供給

ガス事業者は、発災後、供給支障が発生している地域について本部に情報提供し、本部は市民から収集した情報をガス事業者に提供する。

総務班受援担当は、本部をはじめとする優先供給施設等についてガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討し、臨時供給を行うべき施設へのガスの臨時供給をガス事業者に要請する。

第３節　自動車燃料の確保

総務班受援担当は、緊急輸送車両の燃料を確保する必要が生じた場合、県に燃料の供給を要請する。

第４節　費用負担及び事故等の責任

本市域で災害が発生し、県を通じて全国の自治体等から応援を受入れる際の費用負担については、以下の関係法令を踏まえ対応するものとする。ただし、法令に定めのある場合又は本市が個別に締結する相互支援協定に基づき応援を受入れる際は、当該法令又は協定の規定に従うものとする。

１ 応援費用及び事故等の責任

①　応援に要する費用は、原則として応援を受けた被災自治体が負担する。

（災害対策基本法第 92 条）

② 応援職員が業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援を行う自治体の負担とする。

（地方公務員災害補償法）

③ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その従事中に生じたものについては被災自治体、被災自治体への往復の途中に生じたものについては応援をする自治体が賠償責任を負う。

（国家賠償法第１条等）

２ 救助費用及び災害救助法の対象経費

災害救助法の規定による救助に要する費用は、県が支弁する。

災害救助法の対象経費は以下のとおりである。詳細については、災害救助事務取扱要領を参照する。

主な受援業務における対象経費

受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部 支援要員	※対象外 対象経費は原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点 運営要員	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法救援物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	・応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張費
被災者の生活支援	住家被害認定、 罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

（地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（H29.3 内閣府作成））